

「成長分野等人材育成支援事業(震災特例)」を拡充 さらに利用しやすくなりました

- 「成長分野等人材育成支援事業(震災特例)」とは、東日本大震災による被災者を雇用した中小企業事業主がその労働者に職業訓練を行う場合、事業主の**事業分野を問わず**、助成対象の訓練に、基本となる**Off-JTに加え、Off-JTとOJTとの組み合わせ**も含めて、訓練費を助成する制度です。

* Off-JT：通常の業務を離れて行う職業訓練、OJT：労働者に仕事をさせながら行う職業訓練

- 今回、この震災特例をさらに活用していただくため、**Off-JTのみを実施する場合の要件緩和**など、制度の拡充を行い、平成24年5月2日から適用します。

制度拡充の主な内容

Off-JTのみを実施する場合は、次のようになります

- ①これまで助成対象とならなかった**平成23年5月2日以降に新規に雇い入れた労働者**についても、新たに助成の対象とします。

- ②訓練コース※1 数の制限を廃止します。

これまでは助成対象を3コースまでとしていましたが、この制限を廃止し、実施するコース数にかかわらず、1コース当たり**20万円※2**を上限に、事業主が負担したOff-JTの訓練費用を助成します。

※1 訓練コースとは、訓練目標ごとの講習・実習カリキュラムのことです。奨励金の支給を受けるには、あらかじめ1つ以上のコースから成る職業訓練計画を作成し、労働局またはハローワークに提出していただく必要があります。

※2 大学院をOff-JTで利用した場合には、50万円を上限とします。

- ③被災者雇用開発助成金※3との併給が可能になります。

※3 東日本大震災による被災離職者および被災地域に居住する求職者を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して支給する助成金

なお、あわせて申請手続きの簡素化なども行いました（Off-JTとOJTを組み合わせた訓練の場合も適用されます）。

- 複数の対象労働者に同一の訓練を実施する場合は、**訓練計画を一つにまとめて作成**することが可能です。
- 職業訓練計画の実施期間（最低6か月以上）が経過しなければ支給申請できなかったところ、訓練終了後ただちに申請が可能です。

◆詳細は、**最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。**



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL240501開発01

震災特例（Off-JTのみを実施する場合）の概要

支給対象事業主の主な要件

1. 雇用保険の適用事業主であること
 2. 次の（１）か（２）のいずれかに該当する人を雇用期間の定めのない労働者として雇い入れ、Off-JTを実施する中小企業事業主であること
 - （１）震災により離職した人（以下の①～③のいずれにも該当する人）
 - ①東日本大震災発生時に特定被災地域（※１）において就業していた人
 - ②震災後に離職し（※２）、その後安定した職業についたことのない人
 - ③震災により離職を余儀なくされた人
 - （２）特定被災地域に居住し（※３）、震災後、安定した職業についたことのない人
- ※１ 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち、災害救助法適用地域
※２ 以前雇用していた労働者を再び雇用する場合は、平成23年3月11日以降平成24年5月1日までの間に離職した人に限ります
※３ 震災により特定被災地域外に住所又は居所を変更している場合を含み、震災の発生後に特定被災地域に居住することとなった人を除く

支給対象となる職業訓練計画

1. 労働者が配属された職種・部門の業務に関する訓練であること
2. 1コースの訓練時間が**10時間以上**であること
3. 職業訓練計画の実施期間が、1年以内の期間であること
4. Off-JTのみであること

●Off-JTとOJTを組み合わせる実施する場合の要件は上記と異なります。詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

受給手続き

職業訓練計画を作成し、労働局またはハローワークに提出

労働局またはハローワークが職業訓練計画を認定

職業訓練計画に基づき訓練を実施

訓練終了後、2カ月以内にハローワークに支給申請し、受給

職業訓練計画の審査には時間がかかりますので、訓練開始1カ月前までに申請してください。

【注意事項】

この奨励金は、「キャリア形成促進助成金」など職業訓練を対象とする他の助成金と同一の事由で同時に支給を受けることはできませんので、ご注意ください。